

アイオーしんきん

相続定期預金

相続により取得した資金を
原資としてお預入れいただく定期預金

お取扱期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日

お預入期間:1年

年0.25%

【お預け入れいただける方】

金融機関(当金庫以外の金融機関含む)での相続手続き完了後1年以内に、
相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人の方

【お預入れ金額】

相続により取得した金額の範囲内

【お預入れに必要なもの】

- ①ご本人確認書類 ②お届け印
- ③金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類
- ④お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類
- ⑤お預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類

※当金庫で相続手続きをされた預金をお預入れの方は、①と②のみでお手続き頂けます。



0120-880-179
アイオー信用金庫

<http://www.io-web.jp>

アイオーしんきん

検索



詳しくは裏面をご覧ください。

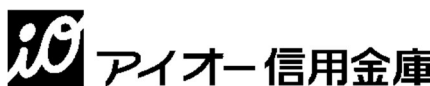
相続定期預金

商品概要

ご利用いただける方	金融機関(アイオー信用金庫以外の金融機関も含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただく個人のお客さま。
ご預金の種類	スーパー定期預金 (1年もの) 大口定期預金 (1年もの) ※お預入れ形式は、証書となります。
お預入金額	相続により取得した金額の範囲内 ※お預入れ原資は当金庫で相続手続きをされた預金のほか、当金庫以外での金融機関での相続預金、相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預入れいただけます。
必要書類	①本人確認資料 ②お届け印 ③金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 例:金融機関に提出した相続依頼書等の写し・被相続人名義の解約済み通帳または計算書 等 ④お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類 例:戸籍謄本(もしくは改製原戸籍謄本)の写し・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し・遺産分割協議書の写し 等 ⑤お預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類 例:被相続人名義の解約済み通帳または計算書・金融機関発行の領収書の写し 遺産分割協議書の写し 等 ※当金庫で相続手続きをされた預金をお預入れの場合は、①②のみでお手続きいただけます。
お預入れ期間	1年 ※自動継続(元金継続・元利金継続)のお取扱いとなります。
金利	1年もの:年0.25% ※自動継続後の金利は継続日におけるスーパー定期預金もしくは大口定期預金金利の店頭表示金利となります。
期限前解約	この預金は期限前解約できません。やむをえず期限前解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
募集期間	令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで
税金	※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただしマル優を利用の場合は除きます。)
その他	・本預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・複数口に分けてお預入れできます。 ・既に当金庫にお預入れの相続人さま名義の(相続によらない)預金でのお預入れはできません。 ・当該「相続定期預金」の満期資金でのお申し込みはできません。 ・お預入れは、お一人様につき当金庫の本支店のうち、いずれか1店舗とします。 ・金利情勢等の変化により、条件を変更または取扱いを中止させていただく場合がございます。

令和6年10月1日現在

支店名:
TEL:



詳しくはお近くの店舗までお気軽にお問合せください。